

令和2年第1回定例会

# 福山地区消防組合議会会議録

2020年（令和2年）3月11日

福山地区消防組合議会

## 令和2年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2020年（令和2年）3月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者挨拶	5
議第1号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算	6
議第2号 令和2年度福山地区消防組合一般会計予算	8
議第3号 福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部改正について	25
議第4号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	26
議第5号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	29
発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更に ついて	30
閉会	31

令和2年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録

---

2020年（令和2年）3月11日（水曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

---

議 事 日 程

- 2020年（令和2年）3月11日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第1号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第4 議第2号 令和2年度福山地区消防組合一般会計予算
- 第5 議第3号 福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第6 議第4号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第7 議第5号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
- 第8 発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更について
- 

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

---

出 席 議 員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 喜田 紘平  | 2番 宮本 宏樹  |
| 3番 奥 陽治   | 4番 三藤 毅   |
| 5番 河村 晃子  | 6番 大本 千香子 |
| 7番 小川 清治  | 8番 大塚 忠司  |
| 9番 榊原 則男  | 10番 大田 祐介 |
| 11番 高田 健司 | 12番 高木 武志 |
| 13番 宮地 徹三 | 14番 法木 昭一 |

15番 稲葉 誠一郎

17番 棗田 澄子

19番 川崎 卓志

16番 早川 佳行

18番 小林 茂裕

20番 徳山 威雄

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 枝廣 直幹

副 管 理 者 小野 申人

監 査 委 員 近藤 洋児

会 計 管 理 者 池田 浩己

総 務 部 長 西頭 智彦

総務部総務課長 徳光 宏明

総務部管理課長 能島 正和

警防部警防課長 曾根 康太

警防部指令課長 杉原 誉輝

北 消 防 署 長 穂垣 光浩

西 消 防 署 長 佐藤 充

芦品消防署長 川崎 義純

府中消防署長 吹抜 芳昌

副 管 理 者 中島 智治

副 管 理 者 入江 嘉則

監 査 委 員 橋本 龍之

消 防 局 長 藤井 徹太

警 防 部 長 吉澤 浩一

総務部総務課  
政策担当課長

下宮 正靖

警防部予防課長 三好 浩正

警 防 部  
救急救助課長

濱田 善章

南 消 防 署 長 本瓦公一郎

東 消 防 署 長 高橋 光男

水 上 消 防 署 長 青木 浩司

深安消防署長 貝原 照浩

---

#### 事務局出席職員

事 務 局 長 佐藤 洋久

事 務 局 員 村上 昌嗣

書 記 坂田 孝治

事 務 局 員 表 宏哉

書 記 吉岡 佑之

午前10時00分開会

議長（早川佳行） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和2年第1回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

---

議長（早川佳行） これより本日の会議を開きます。

---

議長（早川佳行） ただいまの出席議員20人であります。

---

#### 諸般の報告

議長（早川佳行） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2019年、令和元年10月分から12月分までの例月出納検査結果の報告並びに監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

---

#### 消防業務報告

議長（早川佳行） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

まず、火災・救急業務の状況についてであります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。2019年、令和元年中の火災発生状況は、表の中段左端に掲出しておりますように95件で、2018年、平成30年と比較し、9件の減少となっております。火災による死者は、表の中ほどに掲出しておりますように5人で、3人の増加となりました。また、本年1月末までの火災発生件数は、表の下段にありますように8件で、前年同期と比較して1件の減少となっております。また、死者につきましてはは

4人で、前年同期と比較し4人の増となりました。

損害額は、表の右端にありますように1,900万円余で、前年同期と比較し1,300万円余の減少となっております。

なお、1月に焼死火災が多発したことから、パトロール及び火災予防広報宣伝を管内一斉に実施いたしております。また、3月1日から1週間は春の火災予防運動期間でしたが、新型コロナウイルスの影響により、多くの人を集めたイベントは控え、車両での広報宣伝や夜間のパトロールを中心に火災の減少に向けた啓発活動を行いました。

なお、震災訓練や火災防御訓練などにつきましては、消防力の維持向上を図るため、積極的に実施することといたしております。

2ページには、構成市町別の内訳を記載いたしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。救急出場の状況であります。

表の中段左端をごらんいただきたいと思っております。

2019年、令和元年中の救急出場件数は2万2,889件で、2018年、平成30年と比較して376件の減少となりました。減少した主な要因といたしましては、交通事故及び急病が合計で386件減少したことによるもので、2008年以来、11年ぶりの前年比較で減少となりました。また、本年1月末までの救急出場件数は、その下段に掲げておりますとおり2,013件で、前年同期と比較して85件の減少となっております。

今後も救急要請に的確に応えるため、救急車の適正利用と応急手当の一層の普及啓発を図り、救命率の向上に努めてまいります。

4ページには、構成市町別の内訳を記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、福山地区消防組合消防施設個別計画を策定いたしましたので、お手元へ配付いたしております。

本計画は、消防施設を計画的に改修・整備等を実施し、長寿命化を図ることで、トータルコストを縮減及び平準化させ、効果的かつ効率的な行財政運営を推進することを目的として策定しております。消防施設は防災の拠点でありますので、組織が機能不全とならないよう、関係市町と協議・調整を行いながら消防施設の維持・管理に努めてまいります。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げますが、引き続き、火災・救急業務を初め、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまい

る所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（早川佳行） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番、宮本宏樹議員及び11番、高田健司議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（早川佳行） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日、3月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただきましてまことにありがとうございます。

今回提出いたしております2020年度、令和2年度当初予算案を初め、諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と予算案の概要について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

昨年も全国各地で自然災害が相次ぎました。このような中、本消防組合といたしましては、中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練への参加や、福山東警察署と合同で震災時における人命救助訓練を実施するなど、関係機関と連携する中でさらなる消防対応力の確立に努めているところであります。

また、予防業務については、火災の危険性が高い重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表するとともに、重点的に是正指導を進めているところであります。

次に、新年度予算案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、消防施設整備事業についてであります。

車両整備については、高規格救急自動車1台、救助工作車1台、消防ポンプ自動車2台、現場指揮広報車1台の更新を行うこととしています。

次に、深安消防署改築事業については、3月1日から仮庁舎で業務を行っているところであり、新年度から2か年で庁舎建設を行うこととしています。

この結果、本消防組合の当初予算規模は66億7,477万9,000円となり、今年度当初予算と比べて1億3,616万6,000円、率にして2.1%の増となりました。

次に、新年度の組織について御説明申し上げます。

2020年度、令和2年度から、消防行政のより効率的・効果的な業務執行を図るため、総務部総務課に管理課を統合するとともに、予防課を警防部から総務部に位置づけ、また、警防部警防課の調査担当を指揮・調査担当に名称変更し、消防署所に対する災害対応訓練の企画立案や、大規模災害時における統監本部での現場指揮を行うなど、組織体制の強化を図ります。

予算以外の議案としては、福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてなど3件を提出しています。

なお、定期監査における監査委員からの指摘要望事項については、その対応策を講じ、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

---

### 日程第3 議第1号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（早川佳行） 次に、日程第3 議第1号令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第1号令和元年度福山地区

消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,159万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億886万1,000円といたすものであります。

2ページ、3ページには、歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

4ページ、5ページには、地方債補正を掲げております。消防施設整備事業に係りますものを補正前の起債限度額4億1,660万円から9,200万円を減額し、補正後の3億2,460万円に変更いたすものであります。

6ページから8ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

9ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額2,159万5,000円の減額につきましては、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算による減額分を整理いたすものであります。

各構成市町別内訳につきましては、10ページの節の欄に掲げているとおりであります。

第3款国庫支出金の項・目、国庫補助金、消防費国庫補助金の補正予算額7,200万円の増額につきましては、10ページの説明欄に掲げているとおり、東消防署に整備いたしましたはしご付消防ポンプ自動車、西消防署今津出張所に整備いたしました高規格救急自動車が補助採択されたことによるものであります。

11ページをお願いいたします。第7款組合債の項・目、消防債の補正予算額9,200万円の減額につきましては、12ページにお示ししているとおり、車両整備の国庫補助の採択によるものと事業費の精算に伴い、所要の措置をいたすものであります。

13ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額3,228万7,000円の増額に伴う各署所費別の内訳につきましては、14ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、退職者の増に伴います退職手当の増額分と、事業費の精算による減額分を整理するものであります。

続きまして、消防施設費の補正予算額2,000万円の減額に伴う内訳につきましては、14ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。これは、事業費の精算に

伴います不用額を整理いたすものであります。

15ページをお願いいたします。第4款公債費の項・目、利子の補正予算額618万円の減額につきましては、平成30年度組合債の発行に伴い、利子償還金の整理をいたすものであります。

第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,770万2,000円の減額につきましては、収支の調整でございます。

17ページ、18ページにお示ししております給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

19ページ、20ページの地方債についての調書であります。消防施設費に係ります国庫補助採択と事業費の減に伴いまして、所要の措置を行うものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しをしております。

以上で令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第2号 令和2年度福山地区消防組合一般会計予算

**議長（早川佳行）** 次に、日程第4 議第2号令和2年度福山地区消防組合一般会計予算

を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

政策担当課長。

**総務部総務課政策担当課長（下宮正靖）** 失礼いたします。議第2号令和2年度福山地区消防組合一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,477万9,000円と定め、また、消防施設整備に係ります継続費と地方債のほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるものであります。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算につきまして款・項の区分ごとに予算額を掲げたものであります。

4ページをお願いいたします。第2表継続費であります。深安消防署改築事業に係る継続費の総額を10億6,300万円と定め、年割額は令和2年度4億1,700万円、令和3年度を6億4,600万円といたしております。建築規模につきましては、庁舎棟と訓練塔を合わせて延べ面積約2,300平方メートルを計画いたしております。

第3表地方債につきましては、消防施設整備事業に係ります限度額を7億1,110万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要につきまして、お手元に配付いたしております令和2年度当初予算の概要によりまして御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1、当初予算款別比較表であります。先ほど申し上げましたように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,477万9,000円といたしております。歳入及び歳出合計欄を見ていただきますと、前年度と比較いたしまして1億3,616万6,000円の増で、率にして2.1%の増となっております。

歳入、第1款分担金及び負担金であります。57億7,704万6,000円で、歳入全体に占める割合は86.6%で、前年度より4.4%の減であります。主な要因といたしましては、退職手当及び施設整備費などに係る負担金が減額したことによるものであります。

構成団体別分担金の状況につきましては、下段の表2、分担金の状況に掲げているとおりであります。

上段の表をお願いいたします。歳入、第2款使用料及び手数料の1,242万3,000円は、危険物や高圧ガス等の取扱許可手数料などであります。

第3款国庫支出金の1,481万8,000円は、北消防署駅家分署に配備する高規格救急自動車の更新整備に係るものであります。

第4款財産収入の2,317万3,000円は、福山市今津町にあります西部訓練場の土地売払収入及び消防施設等維持整備基金に係る運用益金を計上いたしております。

第5款繰入金の5,000万円は、消防局空調設備更新整備及び消防艇ふくやまのオーバーホールに係ります消防施設等維持整備基金繰入金を計上いたしております。

第6款繰越金は、前年度と同様に1万円を計上いたしております。

第7款諸収入は、8,620万9,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金などであります。

第8款組合債は7億1,110万円で、消防車両整備に1億8,070万円を、消防署改築事業に5億3,040万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、中段の表をごらんください。

第1款議会費は、322万1,000円であります。

第2款総務費は、1,187万8,000円であります。

第3款消防費につきましては、62億564万6,000円で、歳出全体に占める割合は、93.0%であります。前年度と比較いたしまして1億6,088万6,000円の増で、主な要因といたしましては、常備消防費に係ります消防局空調設備更新整備及び消防艇ふくやまのオーバーホールと、消防施設費に係ります深安消防署改築事業費の増によるものであります。

第4款公債費につきましては、4億4,403万4,000円であります。前年度と比較いたしまして、2,563万7,000円の減であります。主な要因といたしましては、1994年度、平成6年度及び1995年度、平成7年度の消防局庁舎建設などに係る償還が終わることによるものです。

第5款予備費につきましては、1,000万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。3、構成団体別経費の分担割合であります。議会費及び総務費並びに各消防署、出張所費に係ります分担割合をお示ししたものであります。

次に、4、令和2年度主要事業についてであります。

まず、消防学校入校等職員研修事業であります。

職員の資質向上と能力の開発を図ることを目的として実施するもので、救急救命士の資格取得のための研修のほか、消防学校入校研修など、職務遂行能力の向上に努めるもので

あります。

次に、救急業務高度化推進事業であります。

救命率の向上を図るため、気管挿管及びビデオ喉頭鏡などの病院実習へ21人の派遣を予定いたしております。

次に、警防活動推進事業であります。

消防対応力の確立を基本方針に、活動用資機材の整備など、警防・救急・救助体制の強化を図るものであります。

次に、予防活動推進事業であります。

焼死火災撲滅に向け、住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発を行うためのリーフレットやチラシを活用し、住民の防火安全対策を推進するものであります。また、火災予防分野における組織全体のベースアップにつなげるため、警防係における予防推進者制度の充実強化を図り、組織が一丸となって、火災予防分野のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、応急手当普及活動事業であります。

地域住民を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法と応急手当を行う普通救命講習会を実施し、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防施設整備事業であります。

車両整備につきましては、北消防署駅家分署へ配備しております高規格救急自動車、西消防署に配備しております救助工作車、南消防署瀬戸出張所及び東消防署に配備しております消防ポンプ自動車、消防局に配備しております現場指揮広報車、以上5台の更新整備を計上いたしております。

深安消防署改築事業につきましては、未耐震施設の耐震化を図り、災害時の防災拠点としての機能と消防対応力をさらに強化するために、現在地で改築を行うものであります。

2020年度、令和2年度から庁舎の建設工事に着手し、2か年の継続費を計上いたしております。新庁舎につきましては、2021年度、令和3年度に完成予定であります。

以上が令和2年度当初予算の概要であります。

次に、予算書の歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

8ページから17ページまでは歳入予算について、18ページから27ページまでは歳出予算について費目別にお示ししております。

予算書の20ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費であります。常備消防

費の予算額は54億6,427万円で、前年度と比較いたしまして1,541万円の増であります。

24ページをお願いいたします。消防施設費の予算額は7億4,137万6,000円で、前年度と比較いたしまして1億4,547万6,000円の増であります。詳細につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

28ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、このページから41ページまで掲載いたしております。

42ページ、43ページには、深安消防署改築事業に伴います継続費に関する調書であります。

44ページ、45ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。令和元年度末の現在高見込み額は、36億3,747万6,000円であります。

表の右にあります令和2年度中増減見込み額を加えまして、令和2年度末現在高見込み額は39億2,696万8,000円となります。

以上で令和2年度福山地区消防組合一般会計予算の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

徳山議員。

**20番（徳山威雄）** 一般会計の17ページに、太陽光発電の売電収入というのが136万円あります。このことについて、この太陽光発電はどこに設置をしてあるのかということと、今売電については中電だろうと思いますが、売電先。それから、FITのかかわりで、いつ、何年度にFITが終了するのか。それと、FITの終了後の売電はどういうことを考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それともう一件、参考資料で出ておりました福山地区消防組合消防施設個別計画を少し局長が触れられましたけれど、中身については説明がありませんでしたが、この中で施設整備、2ページに載っておりますけれども、施設を整備していくのに40年間の計画を立てておられるわけで、予算的なものを平準化していくという意味ではこういったことも必要なんだということはわかっておりますけれども、その計画であります。

その中の対象施設の中に、もちろん消防施設や通信管制システム、消防車両というのも当然でありますけれども、それらの説明については以後のページにしてありますが、そこ

に箕沖訓練場というのが実は載っております。これについての説明がありません。この訓練場はどういうふうに位置づけて、どういうふうにしていこうとされているのか。その2件をお聞かせください。

**議長（早川佳行）** 管理課長。

**総務部管理課長（能島正和）** 失礼いたします。太陽光発電の売電につきましてでございます。

設置署所につきましては、北消防署、輛出張所、西消防署、こちらの3署所のほうへ太陽光を設置いたしまして、売電しております。なお、芦品消防署にも太陽光発電の設置をいたしておりますが、こちらのほうは庁内で使用するものとしたしまして、売電のほうは行っておりません。売電先につきましては、中国電力でございます。FITの終了ということでございますが、太陽光発電全量買取制度のほうを活用しまして、20年間同一価格で一般事業者のほうに買い取りをしてもらうものでございます。北消防署につきましては、2012年度から開始、輛出張所につきましては2013年度から開始、西消防署につきましては2018年度から開始いたしております。FIT終了後の売電につきましては、関係各課と調整いたしまして対応する予定でございます。

続きまして、箕沖訓練場についてでございます。

箕沖訓練場につきましては、施設の老朽化が進行しております。また、土地のほうを賃借していることから、各署所からの距離、また敷地面積等を総合的に考慮する中で、公共施設の再編や遊休資産の情報を取得いたしまして、今後、訓練場用地として最適な候補地の検討を行っていくこととしているものでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 徳山議員。

**20番（徳山威雄）** 太陽光発電のことについてはわかりました。企業等ということで20年間ということでもありますのでまだまだ先になりますが、福山市のほうでは福山未来エネルギーというクリーンエネルギーを買い取る会社を設立しております。それで、公共施設の電力を賄うという方向で今取り組んでおりますが、ほぼ1年が経過するわけですけれども、FIT後をどうするかというのを関係各課と調整するということを言われましたが、ぜひそういう未来エネルギーのほうに買い取っていただいて、公共施設の低炭素社会に向けての努力をしてほしいと、行政が率先してそのあたりを示してほしいということを要望しておきます。

それから、訓練場のことでありますけれども、ここについての説明がなかったので説明を聞きましたが、候補地を探してという、施設の老朽化ということも発言をされましたが、私は当初からこの訓練場については市内の消防本部に近いところに設置するべきだという、そういった考えでこれまでずっと発言をしてきましたけれども、各署には小さい訓練塔みたいなものはあるんですよね。ところが、全体がそろって訓練をすとか救助訓練をやるとか、そういうところは箕沖の訓練場しかないということになります。そうすると、そういう場合には消防自動車各車両がそちらのほうへ参加をして訓練、大会等をやるということになりますと、市の中心部等からかなり距離が離れてますので、そういう災害出場の場合は現場到着までかなり時間がかかるという、そういった懸念があるということで、これまで市の中心地へ置くべきだということを要望してきました。

最近では、各自治体もこうやって消防施設のかかわりで、災害の関係で防災センターとかそういったものをあちこちに設置をされて、市民が行って、そういう災害の体験をする場とかそういったものを訓練場と併設してるところっていうのがかなりあります。こういったところを福山市、消防組合としても考えていただいて、ぜひ、今それじゃあ適地はというと、頭に浮かぶのが旧競馬場の跡地のみらいゾーンであります。そういったところに設置をしていただいて、市民が災害について体験できる、そういった災害に対する心構えとか、家族で、家で対応する、そういったことの一助になれば、これにこしたことはないわけで、それにあわせて訓練場があれば、市民の目からも消防の職員が日夜そういう訓練場で訓練をしてるとこが目につくし、非常に安心・安全を与える施設になるのではというふうに考えております。

こういった考え方をどういうふうに考えておられるのか、ここは福山市の土地をとということになりますので消防局のほうでの対応というのは無理だろうと思いますので、ちょうど管理者がおられますので管理者の考え方をできればお聞きをしたいと思います。

**議長（早川佳行）** 消防局長。

**消防局長（藤井徹太）** 失礼します。消防局の訓練場というふうな御質問でございます。

我々消防機関の職員にとりましても、現在の箕沖の訓練場が決していい立地条件であるというふうには考えておりません。できればそれなりの広さと、署所との間隔等を考慮しながら適切な土地をとというふうなことはずっと検討しております。ただ、今の現状を申し上げますと、消防局はまだ庁舎の耐震が全て完了いたしておりません。まずは、消防局の庁舎の耐震化を取り急ぎ完成をさせていきたい。それと並行して、できることでありまし

たら訓練場についても検討し、関係機関と所属との話をさせていただきたいというふうには思っております。できるだけ早い時期に何らかの形で取り組んでいきたいというふうな考えは持っております。

以上です。

**議長（早川佳行）** 管理者。

**管理者（枝廣直幹）** 徳山議員からありました訓練場の考え方、あり方については、私も同感であります。可能な限りそのような方向性を念頭に置きながら、幅広く適地について消防局とも協議を進めていきたいと思っています。

**議長（早川佳行）** 徳山議員。

**20番（徳山威雄）** 局長、管理者のほうからも前向きな話がありまして、ありがとうございます。当初から、説明にありましたように、この場所はもう数十年にわたって賃貸で借りてるんですね。ですから、数百万円を毎年払ってるんです。一時期土地開発公社のほうでこのことについて私は質問しまして、これだけ長くの間、毎年毎年100万円か200万円だったと思うんですが、そういう賃借料金を払っていけば数千万円の状況にはもうなってきましたから、そういうことを見通していけば、土地のほうももしそういう適地があれば購入できたのではないかとということも指摘をしてきましたけれども、公共施設としてそういう場所が今、みらいゾーンとしてありますから、ぜひそこも検討していただいて、市民のためになる、そういった施設を目指していただきたいと思います。

以上です。

**議長（早川佳行）** ほかに質疑はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** まず、広島市で新型コロナウイルスの感染が起きましたけれども、救急隊員などが感染の疑いのある患者さんを搬送するというふうなことも起こり得るかと思うんですけれども、そういう場合にどのように対応していくのか、そのことについてお示しをいただければと思います。

**議長（早川佳行）** 救急救助課長。

**警防部救急救助課長（濱田善章）** 失礼します。新型コロナウイルス感染症における本消防組合の対応についてでございます。

風邪や発熱による119番通報や各署所への問い合わせがあった場合、まず風邪の症状や37.5度以上の発熱が続くなど、倦怠感や呼吸器症状等がある場合など、国から統一

された相談の目安を基準に聞き取りを行います。これらのことに該当した場合、保健所への連絡を案内いたします。新型コロナウイルス感染症疑い患者を含め、患者の搬送は原則保健所が行うこととされていますが、保健所の搬送能力等には限界があるため、保健所の要請により救急対応を行います。活動に当たる救急隊員は、高性能防護服等を着装し、保健所の指示、助言に基づき活動を行います。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 高木議員。

**12番（高木武志）** 感染者を運ぶことが今後想定をされます。そうした中で、感染者そのものに、今なかなかマスクも行き渡らないというふうな状況の中で、今の隊員の感染予防のために、どういうふうな充足状況、防護服であるとかあるいはマスクとかあるいは手指用の消毒液の充足状況というものをぜひお示しをいただきたいのと、搬送中の患者さん方に対する、例えばサージカルマスクとか、そういったこともしないと持っておられない場合には、そういうことも考えないといけないのかなと思うんですけれども、そうした対応ということは考えておられるのかどうかお示しをいただきたいと思います。

**議長（早川佳行）** 救急救助課長。

**警防部救急救助課長（濱田善章）** 失礼します。感染防護服等についてでございます。

本消防組合では、現在マスク、手袋、防護服等の感染防護物品については現状で約2か月半程度の物品を保有している状況にあります。また、患者等の搬送のときに、患者等への配慮についてですが、当然サージカルマスク等を手交し、傷病者に対しても防護措置を行い対応することとしております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 高木議員。

**12番（高木武志）** そういった2か月半程度の充足状況ということですが、これが今どれだけで終息するかということはあるんですけれども、今、専門家の中でも半年くらいは続くのではないかというふうなことも言われております。今後の状況も踏まえた対応として、とりわけ救急隊員の方が感染することのないように万全の態勢をとるということ。また、お聞きをしますと、濃厚接触をした場合に、2週間の隊員の自宅待機、そういったことも行われるということでもあります。そういうことになれば、隊員不足も起きてくるのではないかなというふうに思うんですけれども、そうした中で救急隊員は、先ほどの予算の中でもそういった訓練等が行われるというふうなことも出ておりますけれども、そ

ういった養成を日ごろから行って、そういった対応がいつでもできるような態勢を整えていくということも必要ではないかなと思っております。同時に、常備消防の職員を100%充足をしていくということが今後の対応としても要るのではないかなと思うんですけれども、お考えをお示してください。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 失礼いたします。隊員の充足状況についてのお尋ねでございます。

先ほど救急救助課長も答弁をいたしました。まず疑いがある場合、保健所との連絡を密にして、しっかりとした防護策をとって活動することを原則としております。そういった場合ですと、そういった措置をとってる場合は濃厚接触者には該当いたしませんので、2週間の自宅待機、そういったことにはなりません。そういった事前の情報がない場合、通常の感染防護の態勢で救急活動をした場合には、場合によっては2週間の自宅待機を命ずることがあるというもので、まずもって入電時の情報収集、それから保健所との連絡調整によって、通常の防護態勢で活動することがないようにそういったことに取り組んでまいりたいと思います。

それから、消防職員全体の充足率につきましては、現状の充足率で十分消防力としては対応できているものと考えております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** ほかにありませんか。

河村議員。

**5番（河村晃子）** 私からは、消防施設個別計画が示された中で、2020年度のこの予算には深安消防署の改築事業も書かれております。予算書の25ページですけれども、深安消防署改築事業として5億3,000万円余り計上されております。まず、事業の内容と所要額それから財源の内訳についてお答えください。

それから、個別計画、これによりますと、2020年度から消防艇のオーバーホールを行うということになっておりますけれども、予算書ではどこにそれは記載されているのか、また、そのオーバーホールに伴う所要額と財源内訳についてお示してください。

それから、3点目ですけれども、当年度も住宅用火災警報器の設置、維持の推進を行うことになっております。その内容について。それから、各家庭の消火器の設置状況については把握されておられるのかどうかお答えください。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 深安消防署の御質問でございます。

深安消防署の事業内容でございます。

令和2年度の当初予算である5億3,000万円の内訳につきましては、工事請負費が5億1,000万円、委託料が2,000万円で、主な財源につきましては地方債でございます。

以上でございます。

議長（早川佳行） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 先ほどの深安消防署の改築工事、工事の内容といたしましては、建設工事、電気設備工事、給排水工事、冷暖房換気設備工事などでございます。

それから、水上消防署のオーバーホールに伴う予算の費目がどこなのかということと、その事業費についてのお尋ねでございます。

まず、予算ですが、予算書の20ページ、21ページになります消防局福山署所費の、21ページ、一番下段になりますが、消防活動管理運営費の警防活動費、こちらのほうにオーバーホール、事業費といたしましては2億2,000万円のうち、5,150万円が消防艇ふくやまのオーバーホールに係るものでございます。

また、深安消防署の財源内訳につきましては、主には地方債でございます。オーバーホールにつきましては、基金からの繰入金を5,150万円のうち2,500万円充当することとし、残りにつきましては一般財源で対応することになっております。

以上でございます。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼します。住宅用火災警報器の設置・維持の推進の内容と消火器の設置状況についてであります。まず住宅用火災警報器の設置・維持の推進についてであります。

年間を通じまして啓発活動を行っております。2019年度、令和元年度6月時点では、管内の設置率は87%になっております。また、秋・春の火災予防運動の期間を中心に広く住宅用火災警報器の設置・維持の推進を行っております。住宅用火災警報器は、火災の早期発見に特に有効であり、住宅用火災警報器を設置している場合と設置していない場合を比べますと、火災による死者の発生が約4割減少するとされております。このことから、さらなる設置・維持を推進するため、関係団体である消防団や防火協会などの協力

をいただき、設置・維持の啓発活動を実施しております。さらに、民間機関や地域包括支援センターの職員の協力によるリーフレットの配布等も行っており、あらゆる機会を捉えて引き続き住宅用火災警報器の設置・維持の促進を行い、住宅火災の死者の減少を図ってまいります。

また、消火器の設置状況であります。住宅の消火器の設置状況につきましては、任意設置となっていることから集計はしておりませんが、住宅用火災警報器の設置・維持等に関する啓発時に、あわせて消火器の設置と維持管理についても周知をしているところでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 河村議員。

**5番（河村晃子）** まず、深安消防署の改築事業としては主に地方債であるということ、それからオーバーホールの財源は基金と一般財源であるとわかりました。

消火器の設置状況については、任意ということで集計はされていないということなんです。まずは、予算書の13ページには消防施設等維持整備基金繰入金5,000万円と計上されております。これから消防施設の個別計画の実施に当たって、オーバーホール等も含めて基金の活用がこれからされていくわけなんですけれども、今回5,000万円の基金繰入金としてなっておりますが、2019年度末の基金の残高、それから2020年度の基金残高の見通しについてお答えください。

それから、先ほど消火器については任意だということではありました。住宅用の火災警報器の設置については、さまざまな機会を通じて周知等行っておられるという点はとても評価できるんですけれども、木造住宅密集地の防火対策というのも非常に大切なわけなんですけれども、福山市内での木造住宅密集地というのは、どこどこあるのかお示しいただきたいと思います。いざというときに消火できるように、消火栓の点検であるとか消防自動車が入れるような進入路の確保などの確認状況とか消火器の設置状況などについて、消防局としてどのように把握されているのかお示してください。

**議長（早川佳行）** 管理課長。

**総務部管理課長（能島正和）** 失礼いたします。基金の積立額についてでございますが、2017年度から2019年度まで3か年積み立てを行っております。2017年度は4,200万円、2018年度は4,040万円、2019年度は4,730万円の、1億2,970万円の積み立てを行っております。

令和2年度の見込みということでございますが、12月の決算で御報告させていただきますが、一般会計の歳入歳出の決算剰余金、こちらのうちの2分の1を下らない額としておりますので、例年どおり、4,000万円程度の積み立ては可能と考えております。

以上でございます。

議長（早川佳行） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 令和2年度末の基金残高の見込みですが、先ほど議員がおっしゃられましたように、まず、当初予算で5,000万円の取り崩しをする予定でございます。先ほど管理課長が申しましたように、過去3年間の平均を見ますと、4,000万円ぐらいの積み立ては可能ということが見込まれると思いますので、令和元年度の末が1億2,970万円でございますから、5,000万円を取り崩して、4,000万円を積み立てることができたと想定をしたならば、1億2,000万円程度の令和2年度末見込みになるものではなかろうかと推察をしております。

以上でございます。

議長（早川佳行） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。まず、住宅密集地の割合ということとこちらの区域がということの御質問でございます。

こちらにつきましては、福山市を全域に124の区域に分けておりまして、25の区域が密集地となります。参考ですが、北署管内ですと御幸町、芦品署管内ですと常がございます。

次に、狭い道路と災害活動についての御質問でございます。

こちらにつきましては、消防ポンプ車が進入できないような地域につきましては水利部署からのホースの延長あるいは小型動力ポンプの活用をするなど、地理状況や災害状況に応じた対応を行っております。

また、狭い地域におきましては、日常業務を通しまして地理、水利状況の調査、把握に努めております。特に、狭い道路については、危険箇所や注意点など詳細な調査を行って、応援出場の際、消防局全体で情報共有ができるような記録、データ化をし、活用しているような状況です。

以上でございます。

議長（早川佳行） 河村議員。

5番（河村晃子） 基金の残高の見通しについてお示しいただきました。

約1億2,000万円程度になるかなということですが、これから消防の施設等の整備をしていくに当たっては、国の特定財源がないということが非常に悩ましいところではあるんです。ということで、この基金を積み立てていきながら、それから起債をしながら事業を行っていくということでなかなか苦労もあるかなと思うんです。引き続き、国に対して耐震化であるとか改修などの特定財源化、財源措置を国に強く求めていただきたいと思います。

それから、住宅密集地等での対応についてお示しいただきました。

さまざまな詳細な調査をされているとかホースの延長であるとかをされております。私は、こういう初期消火に非常に役立つものとして、消火器の設置というのも非常に大切なのかなと思っております。総務省の消防白書によりますと、2018年度中、火災で亡くなった人のうちの7割以上が住宅火災であったということと、それから高齢者が多かったということなんです。例えば消火栓の設置であるとか、それから住宅用火災警報器の設置は非常に有効だということはわかるんですけれども、やはり初期消火、自宅で当事者が火災を発見したときにすぐ消火活動ができる一つの道具としては消火器だと思うんですけれども、高齢者の方のお宅に訪問をして住宅用火災警報器等の周知であるとかいろいろ啓発活動を行っておられますから、そのときに消火器の設置状況、それから更新状況についてももう少し詳しく聞き取って集計化をしていけば、一定のデータが福山市としても、この消防組合としても状況を把握できるのではないかなと思うんです。そういった取り組みもぜひ強化していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、消火器もいろいろ金額はあるそうですけれども、他の自治体では有効に消火できる道具として消火器購入の補助をしている自治体もあるようです。例えば国立市とか武蔵野市とかいろいろされているわけですが、住宅密集地であるとか高齢者のお宅であるとか、一定の消火器の補助制度の活用を促しながら、火災による死者を出さないという取り組みもあっていいのではないかなと思います。ぜひ消火器の設置の補助制度の創設を他市の状況も調べて実施していただきたいと思います。いかがでしょうか。

**議長（早川佳行）** 予防課長。

**警防部予防課長（三好浩正）** 失礼いたします。まず、消火器の設置につきましては、先ほども申しましたが、高齢者のお宅への住宅用防火診断や、高齢者が多く集まるサロン等で住宅用火災警報器の設置の啓発、あわせて消火器の設置・維持についても周知をしておりますが、現在消火器の集計につきましては、再度検討のほうを、他都市の状況を踏まえ

まして研究をしてみようと思います。また、消火器の補助制度であります。これにつきましても他都市の状況を踏まえて研究してみたいです。

以上であります。

**議長（早川佳行）** ほかに質疑はありませんか。

大田議員。

**10番（大田祐介）** 救急搬送業務についてお尋ねをしたいんですが、その前に先ほど徳山議員のほうから箕沖の訓練場の提案がございました。私も何度か救助大会を見に行ったことがあるんですが、実際にロープ登はんであるとか、はしごを上がるとか、あぁいったことは実際の救助現場では余りないと思われるんです。訓練としては非常によろしいことだと思うんですが。それで、みらい創造ゾーンにそういう訓練場を移してはどうかという徳山議員の御提案で思いついたんですが、新しい体育館にスポーツクライミング壁ができております。高さが15メートル。これを活用してもいいんじゃないのかなと思ってます。従来の訓練を否定してるわけじゃないんです。それに加えて、スポーツクライミング壁を使った登はん技術を、実際にこの管内で山岳救助があるとは思えませんが、実際には役に立たないかもしれませんが、これを鍛えれば国体とかオリンピックとかという道も開けてきます。そういったことも想定され、ぜひ取り組んでいただきたいなということはいかが思われるか、お考えをお聞かせいただきたい。

救急搬送業務については冒頭局長から説明がありまして、交通事故による搬送が随分減っておると。これは非常に喜ばしいことなんですが、その理由が、いわゆる飲酒運転が減って交通事故そのものが減っているとかシートベルトの着用の義務化とか、エアバッグの車がふえて事故はあっても搬送するほどのものではない、要するに軽傷化してるとか、そういった交通事故による搬送の件数の減少の理由がわかれば教えていただきたいんですが。

**議長（早川佳行）** 救急救助課長。

**警防部救急救助課長（濱田善章）** 失礼します。スポーツクライミング施設の利用についてでございます。

スポーツクライミング施設については、西消防署に訓練施設として設置しております。

今後こういったものがどういったふうに活用できるかというのを研究してみたいと考えております。

また、交通救急救助及び救急出場における交通事故件数が減少しております。これにつ

いては、取り締まりの強化であるとか車両の衝突安全性の向上、こういったことから交通事故が減少し、搬送件数が減ったものと考えています。

以上でございます。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） 西署にあるのであれば、新しい体育館、南署とも近いので、ぜひ南署でも取り組んでいただければなと思っております。

それと、救急搬送件数が減ったのはいいんですが、その内訳として、高齢者による事故の割合がふえているのではないかと思います。しかも、最近かなり話題になってますように、暴走して歩行者を巻き込むような重大事故もふえてるのではないかと思います。搬送件数の中の高齢者による事故の割合がもしわかれば、傾向だけでも結構です。わかれば教えていただきたいのと、申しわけないんですけど、府中市や神石高原町はその割合が高いんじゃないかなという気もするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（早川佳行） 救急救助課長。

警防部救急救助課長（濱田善章） 失礼します。本消防組合の救急出場件数は11年ぶりに昨年減少しました。高齢者の搬送なんですけど、急病、転倒負傷等による一般負傷等が年々増加傾向にあり、昨年60%を超える状況にあります。

また、高齢者の交通事故件数ですが、昨年2019年度にありましては517件で、全体の27%でございます。

府中市、神石高原町の割合については今現在わかりません。

以上でございます。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） すいません。細かい数字を聞いたつもりはなかったんですが、お手間をとらせて申しわけありません。要は、交通事故全体は減少している中で、高齢者による事故は恐らく増加傾向にあるかと思えます。その原因が車以外の公共交通機関の減少であるとかフットブレーキの踏み違いに対する何らかの助成措置であるとかそういったことを各市町で、消防とはちょっと離れますけども、検討をしっかりといただいて、そういう車を手放しても生活できるようなまちづくりを進めていただきたいのと、あわせて警察等とも連携をして、高齢者の悲惨な事故が少しでも減るような啓発、協力体制をつくっていただくよう要望して終わります。

議長（早川佳行） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

河村議員。

**5番(河村晃子)** 議第2号令和2年度福山地区消防組合一般会計予算について討論を行います。

本会計は、地域住民の生命、身体及び財産を守る重要な会計であります。当該年度も消防学校入校など職員研修事業、警防、予防活動推進事業などを実施します。また、2020年度から2059年度までの40年間を期間とする福山地区消防組合消防施設個別計画が策定され、消防施設の改築及び改修について取り組むこととされ、深安消防署改築事業に5億3,800万円余、消防艇のオーバーホールに5,150万円など、有用な予算が組み立てられていることを評価するものです。

2019年、福山地区消防組合管内で発生した火災件数は95件で前年度比9件減りましたが、死者は5人と前年度より3人もふえました。とうとい命が奪われることは大変遺憾であり、さらなる防火指導や住宅用火災警報器や消火器の設置など、市民の防災意識を高める取り組みが必要であり、以下の要望を付して賛成の討論といたします。

一つ、火災の予防や消火、救急救助、災害対応など、市民が安心して暮らせる地域づくりを実現するためにも、消防職員の健康管理のためにも、警防要員や予防要員などの常備消防職員を100%充足させること。

一つ、消防施設の長寿命化改修や建てかえには国からの財源措置がありません。そのため、本消防組合の消防施設等維持整備基金の活用や起債するとのことであり、消防組合や自治体には財政的な負担がかかります。国に対し、財政支援の要望を引き続き行うこと。

一つ、住宅用火災警報器や消火器の設置補助制度を創設すること。

一つ、新型コロナウイルスなどの対応において、引き続き救急隊員の万全な感染対策に努めること。

以上です。

**議長(早川佳行)** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(早川佳行) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第3号 福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議長(早川佳行) 次に、日程第5 議第3号福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長(徳光宏明) 失礼いたします。議第3号福山地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定が設けられたことに伴い、当該職員の公務災害補償等について、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてであります。

会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度任用職員については、常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象であることから、公務災害等に対する補償の補償基礎額の区分にフルタイム会計年度任用職員の規定を新たに整備するものであります。

規定の整理といたしましては、第5条第5号に給料を支給される職員を加え、その具体的な補償基礎額の算定方法については、平均給与額の例により実施機関が管理者と協議して定める額とするものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、2020年、令和2年4月1日からとしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長(早川佳行) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(早川佳行)** 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議第4号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

**議長(早川佳行)** 次に、日程第6 議第4号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**総務部総務課長(徳光宏明)** 失礼いたします。議第4号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、制定理由についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、管理者等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができることとされ、必要な事項を定めるものであります。

次に、制定内容についてであります。

第2条で管理者等の消防組合に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から基準給与年額にそれぞれの区分に応じた数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとしており、例えば管理者については基準給与年額の6年分を損害賠償として求める上限とするものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、2020年、令和2年4月1日からといたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（早川佳行）** この際、報告をいたします。

議第4号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての審議に当たりましては、地方自治法等の一部を改正する法律による改正後の地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、議決の前に監査委員の意見を聴かなければならないこととされております。

議長において、3月4日、本消防組合監査委員の意見を求めたところ、本日付で同意する旨の回答をいただいておりますので、報告をいたしておきます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** この管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の中で、軽過失については、例えば管理者の場合には6年分、副管理者、監査委員の場合には4年分、職員は1年分の基準給与年額を超えるものについては賠償責任額から除外をされるということになっております。それぞれ6年分、4年分、1年分の金額というのは幾らになるのか。また、軽過失という判断の具体的仕様、基準というものをお示しをいただければと思います。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 失礼いたします。まず、それぞれ年数に応じた額は幾らなのかというお尋ねでございます。

管理者、副管理者等につきましては、それぞれ構成市町の市長、町長また副市長等を消防組合の管理者、副管理者に充て職になっていただいております。今後、改正される総務省令によりまして、消防組合みたいな一部事務組合の場合ですと、管理者、副管理者等の給料手当額には普通公共団体の長等がその職責に関係する他の職を兼ねる場合については、その他の職の給料等も含むものとするという内容で改正をされる予定になっております。そういったことから、実際の上限額につきましては、それぞれの自治体でのお立場の給料と消防組合の管理者、副管理者等としてのお給料を合わせたものの年数分になるというものでございます。

それから、軽過失の判断はどのようにされるのかというお尋ねでございます。

一次的には消防組合のトップであります管理者が行うこととなりますが、管理者等の判断に疑義が生じるような場合には、住民訴訟等により最終的には裁判所が判断すると、そういうことになるものと想定をいたしております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** 議第4号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について討論を行います。

本条例制定は、地方自治法の一部改正に伴い、管理者等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができるとされたことから、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。福山地区消防組合に対する損害賠償責任について、当該管理者が職務を行うにつき善良でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を管理者は6年、副管理者または監査委員は4年、消防長は2年、職員は1年を乗じた額までとするものです。

総務省懇談会の検討の中でも、損害賠償額の上限を設けることなどに対して、参考人の多くが、法令コンプライアンスを徹底させれば首長が重い責任を負うことにならないとして、軽過失免責に反対する意見が述べられております。また、日本弁護士連合会が長などの職員の損害賠償責任額を限定して免除することを可能とする住民訴訟制度の改正に当たり、免除に関する参酌基準及び免除下限額は住民訴訟制度が持つ違法な財務会計行為に対する是正効果や抑止効果が減殺されることがないように設定するべきであるとの意見書を公表しましたが、考慮されておられません。

この免除については参酌基準であり、地方公共団体が従う必要はありません。市長などが権力を適正に行使する責任を持っている以上、それが違法であれば責任を追及されるのは、憲法で公務員の責任が認められ、地方自治法では住民訴訟が導入されていることから当然のことであり、軽過失免責は行うべきではありません。市条例を準拠する本条例制定に反対を表明して、討論といたします。

議長（早川佳行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議第 5 号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第 7 議第 5 号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。議第 5 号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由についてであります。

市町村は、消防法第 17 条第 2 項の規定によって、地方の気候または風土の特殊性により、防火の目的を十分に達しがたいと認めるときは、条例により消防用設備等の技術上の基準に関して政令と異なる規定を設けることができることから、1973 年、昭和 48 年に第 5 章、消防用設備等の技術上の基準の付加の規定が追加されました。

昭和 40 年代の福山市は、日本鋼管株式会社福山製鉄所、現 J F E スチール株式会社西日本製鉄所の開業や箕島工業団地の完成などによって、工業の発展は目覚ましく、産業構造の変化とともに、人口の過密化、高層ビルなどの増加を受けて、福山市消防局時代に条例を制定いたしました。

しかし、1975 年、昭和 50 年の施行から 45 年が経過し、生活環境や産業構造が変遷するとともに消防法令等の規制強化や査察の取り組みが進んでいることから、付加条例の一部を削除し、消防法施行令に基づき規制を行うものであります。

補足説明の 1 から 3 までは、見直しをする大きな要因を掲げております。

1点目として、建物火災発生件数の大幅な減少であります。

2点目として、政令基準の強化であります。

3点目として、査察の充実強化であります。

以上のことを踏まえて、所要の改正を行うものであります。

なお、4の初期消火における消火器の必要性であります。消火器は初期消火で使用され、最も有効で誰でも使用できる消火器具であることから、設置基準については継続するものであります。

次に、改正内容についてであります。

第38条から第46条までを削除するものであります。

今後につきましては、消防法施行令の基準に沿った規制を行い、最長5年サイクルで全ての防火対象物の査察を実施し、違反を覚知した場合の早期是正、防火管理者制度による消防訓練などのソフト面をより一層充実するよう指導し、火災予防に努めてまいります。

この条例の施行期日につきましては、公布の日からとしております。どうぞよろしくお願いたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更  
について

議長（早川佳行） 次に、日程第8 発第1号福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発第1号議案については、自後の議事手続を省略し、これより採決いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） 御異議なしと認めます。したがって、本案は自後の議事手続を省略し、これより採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（早川佳行） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第1回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時30分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 早川佳行

福山地区消防組合議会議員 高田健司

福山地区消防組合議会議員 宮本宏樹